



～人材紹介の手数料表～

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 ※手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、 求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合には1年間)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の30% ※手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス (職業紹介への付加サービス)	【成功報酬】 当該求職者の離職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件等に記載されている額)の20% ※手数料負担者は求人者とします。



～返戻金制度について～

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

